


国土強韌化に関する国の他の計画等について

平成31年3月25日

内閣官房 国土強韌化推進室



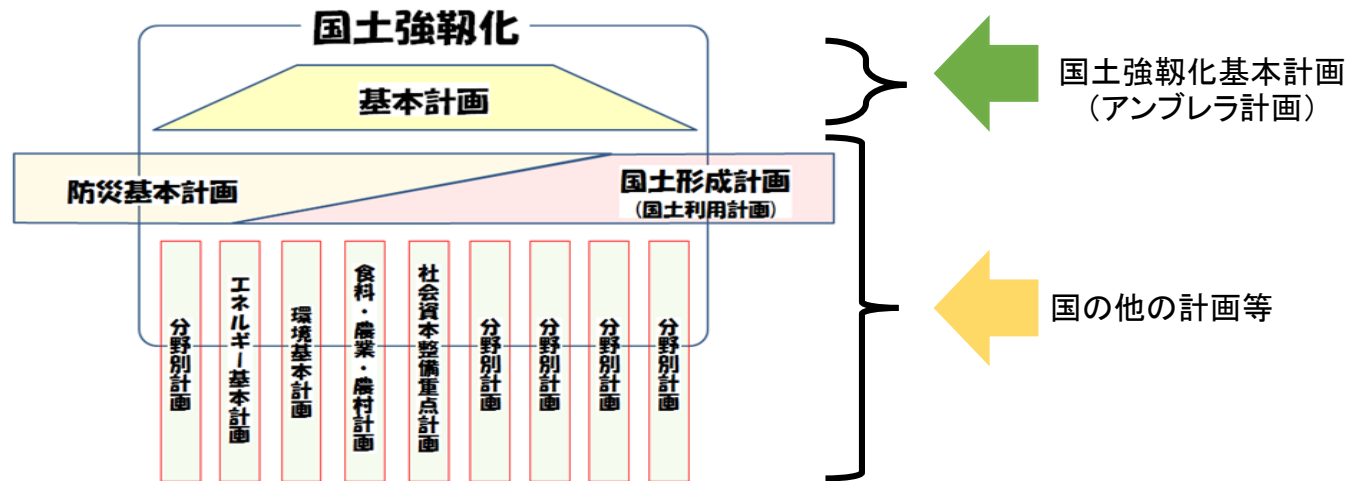
国土強靱化推進本部に報告を行う国の他の計画等の見直し

国土強靱化基本法10条1項及び11条にあるように、国土強靱化基本計画は、本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等(以下、国の他の計画等)の指針となるべきものであり、国土強靱化に関しては国の他の計画等の上位計画に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画である。

現在、国の他の計画等の中で、一定の基準を満たすものは、国土強靱化推進本部(以下、本部)へ報告の対象となっている。(現行46計画等)

今般、国土強靱化基本計画の見直しを機会に、本部報告対象の国の他の計画等の見直しを実施する。

(アンブレラ計画と国の他の計画等の関係のイメージ図)



(参考)国土強靱化基本法(抄)

(国土強靱化基本計画)

第10条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第11条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

見直し後の本部報告対象の国の他の計画等

防災基本計画
国土形成計画（全国計画）
社会資本整備重点計画
政府業務継続計画（首都直下地震対策）
事業継続ガイドライン
首都直下地震緊急対策推進基本計画
南海トラフ地震防災対策推進基本計画
行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針
住生活基本計画
都市再生基本方針
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針
医療提供体制の確保に関する基本方針
（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針）
高齢社会対策大綱
健康・医療戦略
エネルギー基本計画
地理空間情報活用推進基本計画
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
宇宙基本計画
交通政策基本計画
総合物流施策大綱
水産基本計画
食料・農業・農村基本計画

森林・林業基本計画
土地改良長期計画
漁港漁場整備長期計画
森林整備保全事業計画
海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針
津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針
土砂災害防止対策基本指針
環境基本計画
国土利用計画（全国計画）
豪雪地帯対策基本計画
離島振興基本方針
北海道総合開発計画
沖縄振興基本方針
奄美群島振興開発基本方針
小笠原諸島振興開発基本方針
観光立国推進基本計画
教育振興基本計画
インフラ長寿命化基本計画
科学技術基本計画
活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
気候変動の影響への適応計画
循環型社会形成推進基本計画

新規追加予定の計画等(18計画等)

スポーツ基本計画
地球温暖化対策計画
統合イノベーション戦略
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針
農林水産業・地域の活力創造プラン
水循環基本計画
海洋基本計画
雨水の利用の推進に関する基本方針
自転車活用推進計画
卸売市場整備基本方針
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針
文化芸術推進基本計画
予防接種に関する基本的な計画
無電柱化推進計画
歴史的風致維持向上基本方針
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

※これらの計画等が、国土強靱化基本計画の内容を指針とした内容に改正された際、年次計画において報告。

国の他の計画等の今後のフォローアップ

本部報告対象の国の他の計画等については、計画等の改正時等の機会に、国土強靱化基本計画の理念・内容を指針としたものとなっているか、フォローアップを行ってきたところ。

今般の見直しを機に、以下の方針により、引き続きフォローアップを実施する。

フォローアップ方法

- ・本報告対象の国の他の計画等について、各府省庁に対し、改正時期の定期的な調査を実施。改正についての事前の情報提供を依頼。
- ・上述の情報を踏まえ、各府省庁による計画等の改正時に、見直し後の国土強靱化基本計画の理念・内容を指針としたものとなるよう調整。
- ・国の他の計画等を国土強靱化基本計画の理念・内容を指針としたものとするための手引きを作成することにより、各府省庁による改正をサポート。



適切なフォローアップの実施により、見直し後の国土強靱化基本計画の理念・内容の国の他の計画等への適切な反映を実現。